

志木市告示第78号

志木市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程を次のように定める。

平成29年3月31日

志木市長 香川 武文

志木市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 基本方針（第4条）
- 第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 設備に関する基準（第7条）
- 第5章 運営に関する基準（第8条―第39条）
- 第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条―第42条）
- 第7章 雑則（第43条・第44条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、志木市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年志木市規則第11号。以下「規則」という。）第10条第1項第2号に規定する訪問型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、この規程に別段の定めがあるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び規則において使用する用語の例による。

（訪問型サービスAの一般原則）

第3条 指定訪問型サービスA事業者（法第115条の45の5第1項の規定により市長が指定した訪問型サービスAを行う者をいう。以下同じ。）は、指定訪問型サービスA（指定訪問型サービスA事業者の当該指定に係る訪問型サービスAを行う事業所により行われる訪問型サービスAをいう。以下同じ。）を利用する者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない。

第2章 基本方針

第4条 指定訪問型サービスAは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問型サービスAを行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者又は市長が定める研修の受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該指定訪問型サービスAを適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、訪問介護員等のうち利用者（当該指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改

正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者（法第115条の45の5第1項の規定により市長が指定した介護予防訪問介護相当サービス（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス」という。）を行う者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAと、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業、指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスとが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該指定訪問型サービスA事業所における指定訪問型サービスA及び指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ必要と認められる数のものを訪問事業責任者としなければならない。

- 3 前項の訪問事業責任者は、専ら指定訪問型サービスAに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年志木市条例第18号。以下「地域密着型基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（地域密着型基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。
- 4 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAと指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスとが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものと

みなすことができる。

(管理者)

第6条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第4章 設備に関する基準

第7条 指定訪問型サービスA事業所には、指定訪問型サービスAを行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、並びに指定訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAと指定訪問介護の事業又は指定訪問型サービスAと指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問型サービスA事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問型サービスA事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定訪問型サービスA事業者は、正当な理由なく指定訪問型サービスAの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に指定訪問型サービスAを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は法第115条の47第4項の規定により第1号介護予防支援事業の委託を受けた地域包括支援センター(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(利用資格等の確認)

第11条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の該当の有無及び要支援認定の有効期間又は省令第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準の該当の有無を確かめるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型サービスAを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定を受け、又は事業対象者に該当する旨の確認を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者に該当する旨の申出(以下「要支援認定の申請等」という。)が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業(以下「介護予防支援等」という。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請又は事業対象者に引き続き該当する旨の申出が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間又は志木市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業利用規程(平成29年志木市告示第 号)第3条第

4項第4号に規定する事業対象者の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年志木市条例第26号)第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、予防給付に係るサービスを利用していない場合に作成する介護予防・生活支援サービス計画(省令第140条の62の5第1項第1号の第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。)又は介護予防サービス計画(以下「介護予防・生活支援サービス計画等」という。)の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防・生活支援サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防・生活支援サービス計画

等に沿った指定訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防・生活支援サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防・生活支援サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、当該指定訪問型サービスAの提供日及び内容、当該指定訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防・生活支援サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により指定訪問型サービスAに係る第1号事業支給費が利用者に代わり指定訪問型サービスA事業者を支払われる場合の当該指定訪問型サービスAをいう。以下同じ。）に該当する指定訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料（第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の額から当該指定訪問型サービスA事業者を支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問型サービスAに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指

定訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定訪問型サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第21条 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第25条 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 指定訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ること。
 - (4) 訪問介護員等（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- （運営規程）

第26条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の実業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) その他運営に関する重要事項
- （家事の総合的な提供等）

第27条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとする。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、身体介護（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）別紙に規定する身体介護をいう。）については、これを行わない。
- （勤務体制の確保等）

第28条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型サービスAを提供できるよう、指定訪問型サービスA事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、当該指定訪問型サービスA事業所の訪問介護員等によって指定訪問型サービスAを提供しなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第29条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 指定訪問型サービスA事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第32条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第33条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定訪問型サービスA事業者は、提供した指定訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、提供した指定訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問型サービスA事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定訪問型サービスA事業者は、提供した指定訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問型サービスA事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第35条 指定訪問型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに

行わなければならない。

(会計の区分)

第37条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型サービスAの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 指定訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第23条に規定する市への通知に係る記録

(3) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(5) 第41条第2号に規定する訪問型サービスA計画

(指定訪問型サービスAの廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第39条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 利用者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の規定による指定訪問型サービスAの廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に指定訪問型サービスAを受けていた者であつて、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き指定訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問型サービスA等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う介護予防支援事業者等その他の関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行わなければならない。

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型サービスAの基本取扱方針)

第40条 指定訪問型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、そ

の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、自らその提供する指定訪問型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定訪問型サービスAの方針は、第2章に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、指定訪問型サービスAの提供に当たり、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、その必要に応じ、指定訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービスA計画は、既に介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防・生活支援サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、訪問型サービスA計画

- に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (8) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (9) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
 - (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
 - (11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行うものとする。
 - (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。

（指定訪問型サービスAの提供に当たっての留意点）

第42条 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）において把握された課題、指定訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族又は地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第7章 雑則

(市外の事業所に係る指定の基準)

第43条 法第115条の45の5第1項の申請に係る事業所が市の区域外にある場合において、当該事業所が所在する市区町村において省令第140条の63の6第2号に規定する基準を満たすものとしてサービスを実施する事業者として指定を受けているときは、この規程に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(その他)

第44条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。